

第18期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年1月29日（水曜日）
午前10時

場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 栄ガスホール



株主総会ライブ配信と事前質問受付のご案内

当社株主総会では、ご来場いただけない株主の皆様に向けて、株主総会のライブ配信と事前のご質問受付を実施します。
[本招集通知3頁に詳細を記載しておりますので、ご確認ください。](#)



当社ウェブサイト：<https://tobila.com/>

トビラシステムズ株式会社

証券コード：4441

代表メッセージ



変化する社会に目を向け テクノロジーで革新的な価値を創造する

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

変わりゆく現代社会で、私たちは数々の問題に直面しています。近年は生成AIの進歩に期待が高まる一方で、技術の悪用が危惧されています。また、オンラインコミュニケーションが発達する中で「SNS型投資詐欺」や「闇バイト」など新たな脅威が出現し、若年層にも深刻な被害を及ぼしています。ビジネスシーンではカスタマーハラスメントが労働問題として顕在化しました。

当社は社会が抱える課題をテクノロジーで解決し、よりよい世界を実現することをミッションとして事業を展開しております。世の中の役に立つ製品を生み出し事業価値を高めていくことは、自社の成長だけでなく、経済の発展に寄与し人々が幸せに生きられる環境づくりにつながっていくと信じています。

今後多様な社会的課題に目を向け、既存事業や過去の常識にとらわれず革新的な価値の創造を追求し、更なる成長を目指し挑戦を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解ご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2025年1月

代表取締役社長 **明田 篤**

証券コード 4441
2025年1月14日
(電子提供措置の開始日2025年1月7日)

株 主 各 位

名古屋市中区錦二丁目5番12号
トビラシステムズ株式会社
代表取締役社長 明 田 篤

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第18期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tobila.com/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・
検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年1月28日
(火曜日) 午後6時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2025年1月29日(水曜日) 午前10時(受付開始時刻午前9時30分) |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 栄ガスホール |

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

第18期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告の内容
及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

以 上

-
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信と事前質問受付のご案内

株主総会 ライブ配信

株主総会当日までに、当社のウェブサイトにはライブ配信先のURLを掲載しますので、ご利用ください。

 <https://tobila.com/>

事前の ご質問受付

当社ウェブサイトの「お問い合わせ」に「第18期定時株主総会ご質問」を設けますので、事前に質問を希望される方は、ご記入をお願いします。

 <https://tobila.com/contact/>

受付期間：2025年1月15日午前9時～1月27日午後6時まで
ご注意

- ・ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・株主名簿との照合を行うため、株主名、株主番号を忘れずにご記載ください。ご記載が無い場合は、お電話やメールで確認のご連絡をさせていただきます場合があります。

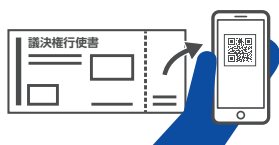
議決権行使 についてのご案内

事前の議決権行使の方法

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年1月28日(火曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2025年1月28日(火曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

書面による議決権行使

行使期限

2025年1月28日(火曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

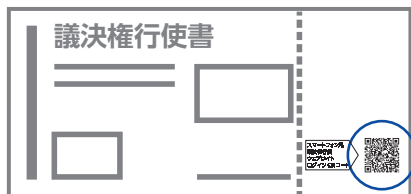
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00) 其他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

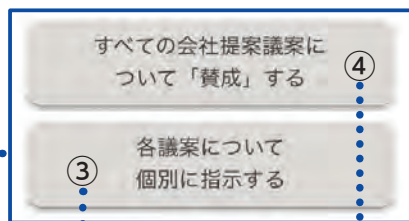


※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

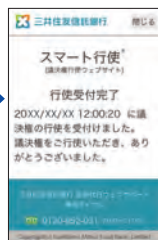


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



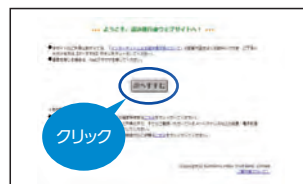
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

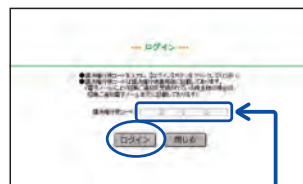
パソコン等によるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



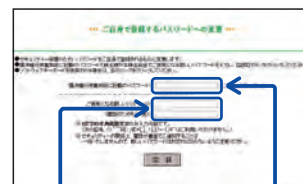
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会から特段の意見はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位・担当	出席状況
1	あき た 明 田	あつし 篤 代表取締役社長	取締役会 17／17回 (100%)
2	まつ ばら はる お 松 原 治 雄	取締役 技術部長	取締役会 17／17回 (100%)
3	かね まち のり まさ 金 町 憲 優	取締役 最高財務責任者 経営企画・社長室長 兼 管理部長	取締役会 14／14回 (100%) ※

※2024年1月23日就任以降の出席状況を記載しています。

候補者
番号

1

あき た
明 田

あつし
篤

(1980年12月28日生)

所有する当社の株式数
4,711,939株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年12月 株式会社A&A tecnologia (現 当社) 設立
当社 代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

明田篤氏は、当社創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導し、企業価値向上を実現してまいりました。会社経営全般に関する豊富な経験及び資質と知見を有しており、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

まつ ばら はる お
松 原 治 雄 (1977年9月3日生)

所有する当社の株式数
10,465株



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 東京コンピュータサービス株式会社 入社
2003年12月 第一コンサルタント株式会社 入社
2007年4月 バイザー株式会社 入社
2018年5月 当社 入社
2020年6月 当社 執行役員 技術部長
2022年1月 当社 取締役 技術部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

松原治雄氏は、当社入社以来、技術部門に携わり、技術開発における豊富な経験と知見に基づき技術部長を務めるなど、当社事業の成長に貢献してまいりました。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくうえで適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 3 月 防衛省航空自衛隊 入隊
2014年 4 月 有限責任監査法人トーマツ 入社
2021年 4 月 当社 入社
2021年11月 当社 管理部長兼総務課長
2022年 6 月 当社 管理部長
2023年 1 月 当社 執行役員 最高財務責任者 管理部長
2024年 1 月 当社 取締役 最高財務責任者 管理部長
2024年11月 当社 取締役 最高財務責任者
経営企画・社長室長兼管理部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

金町憲優氏は、当社入社以来、管理部門に携わり、財務及び経営企画における豊富な経験と知見に基づき最高財務責任者を務めるなど、当社事業の成長に貢献してまいりました。当社の持続的成長と企業価値向上を推進していくうえで適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び重要な使用人として選任された管理職従業員です。被保険者が、その職務の執行（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、違法行為、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 各候補者の有する当社の株式数は、2024年10月31日現在のものであり、2024年10月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

(ご参考)

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役（監査等委員である取締役を除く）
及び監査等委員である取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏 名	取締役・ 監査等委員	経営全般	事業推進の ための 知識・経験	テクノロジー	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ コンプライ アンス	内部統制・ リスク マネジメント
明 田 篤 取締役		●	●	●	●			
松 原 治 雄 取締役			●	●				
金 町 憲 優 取締役		●	●			●	●	●
田 名 網 尚 監査等委員		●				●	●	●
中 浜 明 光 監査等委員						●		●
松 井 知 行 監査等委員							●	●

以 上

事業報告（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は「私たちの生活 私たちの世界を よりよい未来につなぐトビラになる」を企業理念として掲げ、この企業理念に基づき、「誰かがやらなければならないが、誰もが実現できていない社会的課題の解決を革新的なテクノロジーで実現すること」を事業方針の軸としております。当事業は、電話を活用した振り込め詐欺、特殊詐欺グループが犯行前に資産情報を聞き出すアポ電、パソコンのウイルス感染を装った偽の警告画面で不安を煽り虚偽のサポート窓口へ連絡させて金銭を盗むサポート詐欺などの特殊詐欺や、スマートフォンやショートメッセージサービス（SMS）を悪用したフィッシング詐欺などの抑止に効果的な迷惑情報フィルタ事業です。当期は毎月「特殊詐欺・フィッシング詐欺に関するレポート」を発行したことにより、多数各種メディアへ取り上げられました。また、総務省主催の「不適正利用対策に関するワーキンググループ」への出席や、警視庁主催のサイバーセキュリティ有識者研修で講師を務めるなど、特殊詐欺防止に向けた活動を積極的に行いました。迷惑情報フィルタ事業は、モバイル向け、固定電話向け及びビジネスフォン向けの3つのサービスを展開しております。

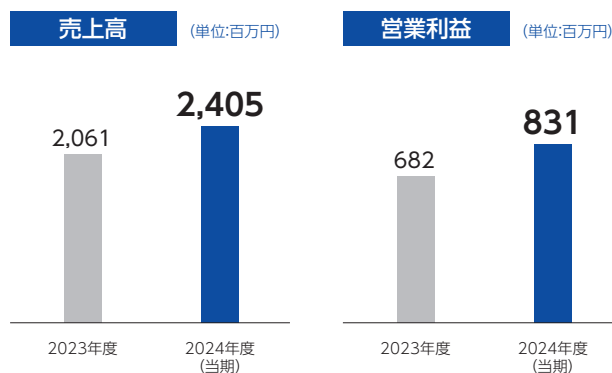
モバイル向けフィルタサービスでは、一部の通信キャリアとの契約において価格条件を引き上げて更改いたしました。また、JCOM株式会社の「J:COM MOBILE」のオプションサービスに、当社のデータベースの提供を新たに開始しました。迷惑広告コンテンツをブロックするアプリ「280blocker」は認知拡大に努め、販売促進を行いました。

固定電話向けフィルタサービスでは、ケーブルプラス電話における当社サービスの販売が順調に推移いたしました。

ビジネスフォン向けフィルタサービスでは、カスハラ対策として有効な自動通話録音、録音告知メッセージ機能など、オフィス電話に必要な便利機能を搭載したビジネスフォン向け製品「トビラフォンBiz」の販売が順調に推移いたしました。クラウド型ビジネスフォンサービス「トビラフォン Cloud」は通話の文字起こし機能である音声テキスト化を標準搭載機能とすることや、当社独自の音声認識エンジンの提供を開始し、その販売は順調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,405,885千円(前期比16.7%増)、営業利益は831,784千円(前期比21.8%増)、経常利益は829,589千円(前期比22.1%増)、当期純利益は601,854千円(前期比16.2%増)となりました。

なお、当事業年度より、「迷惑情報フィルタ事業」の単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。



(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は91,581千円であり、主要なものは提供サービスの新機能開発等に係るソフトウェア63,640千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当事業年度中に、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、2024年12月10日、2028年10月期を最終事業年度とする4年間を計画期間として「中期経営計画（2025-28年度）」を公表いたしました。当社が目指す姿を明確にしたうえで、2025年10月期からの4年間でやるべきことを取りまとめており、当該期間を将来に向けた変革の4年間と位置づけ、注力分野への積極的な投資及び新規事業開発等を行ってまいります。最終年度の2028年10月期には売上高60億円、純利益11億円以上を達成すべき経営目標としています。

中期経営計画の1年目となる次期の業績見通しについては、積極的な投資を行うことによるコスト増や、給与アップ等の人的資本への投資を重点的に実施することから、売上高2,650,000千円、営業利益832,000千円、経常利益831,000千円、当期純利益554,000千円の予想としています。

また、「中期経営計画（2025-28年度）」で示している成長戦略を実現するための施策の一環として、2024年11月1日付で社長直轄の「経営企画・社長室」を新設いたしました。従来にはない新しい製品やサービスの創出や、新しい市場への参入及び新しい販売先や顧客の獲得を目指し、更には、自社だけでなく他社と協業した新たな分野への進出等を積極的に検討し、強力なリーダーシップのもと、これらの計画を着実に実行してまいります。

サステナビリティに関しては、「サステナビリティ推進委員会」のもと、4つのマテリアリティに取り組み、ESG経営の実践を強固にするべく活動してまいります。

今後も、コーポレートガバナンスの一層の向上に努めつつ、既存事業の成長と積極的な新規事業開発等による収益体制と経営基盤の強化を図り、中期経営計画の実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

当期並びに過去３年間の財産及び損益の状況の推移は次のとおりであります。

区 分	第 15 期 (2021年10月期)	第 16 期 (2022年10月期)	第 17 期 (2023年10月期)	第 18 期 (当事業年度) (2024年10月期)
売 上 高(千円)	1,424,656	1,681,715	2,061,211	2,405,885
経 常 利 益(千円)	577,980	532,225	679,248	829,589
当 期 純 利 益(千円)	386,047	322,027	517,733	601,854
1 株当たり当期純利益 (円)	37.25	30.68	49.09	57.77
総 資 産(千円)	2,170,016	2,667,177	3,646,902	4,355,634
純 資 産(千円)	1,489,008	1,710,792	2,136,837	2,441,329
1 株当たり純資産額 (円)	143.30	162.54	202.39	234.33

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
迷惑情報フィルタ事業	迷惑情報フィルタサービスの開発、設計、製造、販売

(9) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	愛知県名古屋市
東 京 オ フ ィ ス	東京都千代田区

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
83名 (20名)	12名増 (1名減)	35.49歳	4.31年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	195,710千円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 10,635,600株（うち自己株式217,450株）
- (3) 株 主 数 6,478名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
明田 篤	4,706,600株	45.17%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	522,600株	5.01%
BNYM AS AGT／CLTS NO N TREATY JASDEC	334,363株	3.20%
松下 智樹	285,800株	2.74%
後藤 敏仁	131,200株	1.25%
木下 圭一郎	121,000株	1.16%
松浦 一夫	103,500株	0.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	102,800株	0.98%
坂倉 翼	82,600株	0.79%
住友生命保険相互会社	74,000株	0.71%

※持株比率は、自己株式（217,450株）を控除して計算しています。

※当社は、自己株式を217,450株保有しておりますが、上記大株主より除いております。

※持株比率は、小数点第3位を切り捨てています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	3,000株	3名

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

取締役会決議に基づく取得による増加 200,000株

譲渡制限付株式報酬制度の対象者の退職に伴う無償取得による増加 4,200株

②自己株式の処分

譲渡制限付株式報酬制度の対象者への割当てによる減少 58,100株

③決算期末における自己株式の保有株式数

普通株式 217,450株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	明田 篤	
取締役	松原 治雄	技術部長
取締役	金町 憲優	最高財務責任者 管理部長
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	カタリスト投資顧問株式会社 監査役 株式会社ADワークスグループ 社外取締役 (監査等委員) 公益財団法人国際人材開発機構 非常勤理事 (外部理事) マネックス・アセットマネジメント株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	中浜 明光	中浜明光公認会計士事務所 所長 株式会社安江工務店 社外取締役 (監査等委員) ミタチ産業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	松井 知行	弁護士法人三浦法律事務所 法人パートナー弁護士 株式会社アールプランナー 社外監査役

- (注) 1. 田名網尚氏、中浜明光氏及び松井知行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査責任者を1名設置し、社内の重要書類の閲覧等を通じて情報収集を行うほか、監査等委員の社内重要会議への出席及び監査等委員会委員長による取締役からの定期的なヒアリング実施により、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、田名網尚氏、中浜明光氏及び松井知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 金町憲優氏は、2024年1月23日開催の第17期定時株主総会にて取締役に新たに選任され、就任しております。
6. 結城卓也氏及び片岡和也氏は、2024年1月23日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度末日後に取締役の地位及び担当の状況が次のとおり変更となっております。

(下線_____は変更部分を示します。)

氏 名	変更年月日	変 更 前	変 更 後
金町 憲優	2024年11月1日	取締役 最高財務責任者 管理部長	取締役 最高財務責任者 経営企画・社長室長 兼 管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役田名綱尚氏、中浜明光氏及び松井知行氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び重要な使用人として選任された管理職従業員です。被保険者が、その職務の執行（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、違法行為、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

なお、保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。また、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2023年1月26日開催の第16期定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠で、在籍条件型譲渡制限付株式については年額5千万円以内（ただし、最大で3年分累計1億5千万円以内を一括して付与できる。）、業績条件型譲渡制限付株式については年額5千万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は4名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年1月26日開催の第11期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

②取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2023年1月26日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針を改定しており、その概要は、次のとおりです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績推移、各取締役の役位・職責、他社の報酬水準等を総合考慮して決定いたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬及び譲渡制限付株式から構成されます。譲渡制限付株式については、一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「在籍条件型譲渡制限付株式」、及び当該条件に加えて、当社取締役会が定める当社の売上高及び税引前当期純利益の業績目標をいずれも達成したことを譲渡制限解除の条件とする「業績条件型譲渡制限付株式」により構成されております。在籍条件型譲渡制限付株式は原則として3年に1度一定の時期に支給し、業績条件型譲渡制限付株式については、毎年一定の時期に支給することになります。なお、固定報酬と譲渡制限付株式の支給割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定いたします。

なお、当社の社外取締役の報酬は、その職務の特性に鑑み、固定報酬のみを支給するものいたします。

③取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容について、社外取締役により構成される任意の委員会である指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会決議により決定しております。

なお、当事業年度においては、2024年1月23日開催の取締役会において、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬について指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決議いたしました。

④取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役により構成される任意の委員会である指名・報酬委員会において、取締役会より諮問された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、業績推移、他社の報酬水準等から勘案して適切であることを確認しており、当該結果をまとめた答申を踏まえて、当社の取締役会にて総合的な議論検討を行っていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑥ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支 給 人 数
		基本報酬	株式報酬		
		金銭	非金銭	非金銭	
		業績非連動	業績非連動	業績連動	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	50,103千円 （一千円）	44,700千円 （一千円）	1,548千円	3,855千円	5名 （一名）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	13,200千円 （13,200千円）	13,200千円 （13,200千円）	－	－	3名 （3名）
合 計	63,303千円	57,900千円	1,548千円	3,855千円	8名

- (注) 1. 株式報酬は、2023年2月及び2024年2月に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度における費用計上額を記載しております。
2. 取締役の報酬等の支給人数及び支給額には、2024年1月23日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の人数、及びその在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役の業績連動報酬等に関する事項は次のとおりです。
- ① 業績指標の内容及びその選定理由
主に短期的な業績との連動性を図ることを目的に、売上高及び税引前当期純利益を用いております。
 - ② 業績連動報酬等の額又は数の算定方法
業績推移、各取締役の役位・職責、他社の報酬水準等を総合考慮して算出し、毎事業年度一定の時期に支給しております。
 - ③ 業績連動報酬等の額又は算定に用いた業績指標の数値
数値目標として売上高の目標値を2,350百万円、税引前当期純利益の目標値を754百万円としており、当事業年度における実績値は計算書類の損益計算書に記載のとおりです。
4. 株式報酬の内容は次のとおりです。

譲渡制限付株式報酬

付与年月日	株式数	交付対象者数
2023年2月24日	普通株式 17,200株	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）4名
2024年2月22日	普通株式 3,000株	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）3名

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、主に企業経営者としての知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	中 浜 明 光	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	松 井 知 行	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

氏 名	果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要
田名網 尚	他業種、他業界の役員として企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。
中 浜 明 光	公認会計士としての専門的知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。
松 井 知 行	弁護士としての専門的知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,100千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の企業理念・行動指針を定め、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- ②当社の取締役及び使用人が法令及び定款、社内規程等を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるように内部統制システムを構築・運用しております。
- ③倫理・法令等違反に関する通報体制として、当社の使用人等が直接通報・相談する内部通報制度を整備しており、法令及び定款に違反する行為がある場合には、「就業規則」に基づき取締役会において審議し、適切な措置を講じております。
- ④代表取締役社長が指名した当社の内部監査責任者は、「内部監査規程」に基づき各業務執行部門に対して定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告しております。
- ⑤社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき「文書管理規程」に従い、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要なリスクについては毎月開催する当社取締役会において、その他のリスクについては「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、3ヶ月に一度開催するリスク・コンプライアンス委員会においてそれぞれ把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長を統括責任者とする危機管理体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しております。
- ②当社は、「取締役会規程」「会議規程」「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築しております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査責任者においてこれを補助しております。

(6) 取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

内部監査責任者の補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査責任者は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立し監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、又、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

(9) 報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知しております。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払又は償還等を当社に請求したときは、その請求内容が監査等委員会の職務の執行に不要であると明らかに認められた場合を除き、必要な手続きを経た上で速やかに支給しております。

(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規程」等に定め、周知しております。
- ②監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査責任者と緊密な連携を図っております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築しております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成されております。取締役会は17回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。
- ②監査等委員会を15回開催し、監査計画を協議決定し、業務及び財産状況の監査、取締役会の出席及び取締役の職務執行の監査、法令、定款等の遵守について監査いたしました。
- ③当社取締役及び使用人に向けて、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止及び法令の遵守に関する全社的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行いました。
- ④当社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて各部門の管理者から定期的に報告が行われております。
- ⑤当社は、代表取締役社長の命を受けた内部監査責任者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の1つと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2024年12月10日開催の取締役会において、1株当たり20円00銭とすることを決定いたしました。

9. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,649,311	流 動 負 債	1,768,635
現 金 及 び 預 金	3,215,658	買 掛 金	14,874
電 子 記 録 債 権	5,409	1年内返済予定の長期借入金	50,040
売 掛 金	260,702	未 払 金	112,232
契 約 資 産	15,670	未 払 費 用	28,024
商 品 及 び 製 品	74,720	未 払 法 人 税 等	132,062
仕 掛 品	481	未 払 消 費 税 等	50,582
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	477	契 約 負 債	1,368,138
前 払 費 用	76,825	預 り 金	12,681
そ の 他	372	固 定 負 債	145,670
貸 倒 引 当 金	△1,007	長 期 借 入 金	145,670
固 定 資 産	706,323	負 債 合 計	1,914,305
有 形 固 定 資 産	91,325	(純 資 産 の 部)	
建 物	13,878	株 主 資 本	2,427,481
構 築 物	327	資 本 金	332,929
工 具 器 具 備 品	77,119	資 本 剰 余 金	297,229
無 形 固 定 資 産	309,026	資 本 準 備 金	297,229
特 許 権	1,545	利 益 剰 余 金	2,025,613
商 標 権	637	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,025,613
ソ フ ト ウ エ ア	168,119	繰 越 利 益 剰 余 金	2,025,613
の れ ん 他	126,317	自 己 株 式	△228,291
そ の 他	12,406	評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,848
投 資 そ の 他 の 資 産	305,972	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,848
投 資 有 価 証 券	19,955	純 資 産 合 計	2,441,329
関 係 会 社 株 式	139,654	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,355,634
長 期 前 払 費 用	83,824		
繰 延 税 金 資 産	39,976		
そ の 他	22,561		
資 産 合 計	4,355,634		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上 高						2,405,885
売 上 原 価						699,688
売 上 総 利 益						1,706,197
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						874,413
営 業 利 益						831,784
営 業 外 収 益						
受 取 利 息				225		
サ ー ビ ス 解 約 収 入				398		
未 払 配 当 金 除 斥 益				154		
そ の 他				102		881
営 業 外 費 用						
支 払 利 息				767		
株 式 交 付 費				118		
株 式 報 酬 費 用 消 滅 損				2,014		
そ の 他				174		3,075
経 常 利 益						829,589
経 常 利 益						
固 定 資 産 売 却 益				687		
投 資 有 価 証 券 売 却 益				29,999		30,687
税 引 前 当 期 純 利 益						860,276
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				241,842		
法 人 税 等 調 整 額				16,580		258,422
当 期 純 利 益						601,854

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	332,358	296,658	296,658	1,607,593	1,607,593
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	571	571	571		
剰 余 金 の 配 当				△179,490	△179,490
当 期 純 利 益				601,854	601,854
自 己 株 式 の 取 得					
譲渡制限付株式報酬				△4,344	△4,344
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	571	571	571	418,019	418,019
当 期 末 残 高	332,929	297,229	297,229	2,025,613	2,025,613

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△99,772	2,136,837	－	－	2,136,837
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		1,143			1,143
剰 余 金 の 配 当		△179,490			△179,490
当 期 純 利 益		601,854			601,854
自 己 株 式 の 取 得	△190,196	△190,196			△190,196
譲渡制限付株式報酬	61,677	57,332			57,332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			13,848	13,848	13,848
当 期 変 動 額 合 計	△128,518	290,643	13,848	13,848	304,491
当 期 末 残 高	△228,291	2,427,481	13,848	13,848	2,441,329

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）及び構築物	3～20年
--------------------	-------

車両運搬具	4～5年
-------	------

工具器具備品	2～15年
--------	-------

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんについては5年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 迷惑情報フィルタサービス等の役務提供

顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務の充足に係る合理的な期間に対する経過期間に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、サービス導入までに係る初期費用が発生するサービスにおいては、当該初期費用はサービス提供開始時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額を除いております。

(2) 迷惑情報フィルタ機能を搭載した商品の販売

1つの契約で複数の財及びサービスを提供する取引であり、顧客との契約に基づく商品の引き渡しと、それに付随する迷惑情報フィルタサービス等の役務提供が含まれており、商品の引き渡しとサービスの提供をそれぞれ独立した履行義務として識別し、それぞれの履行義務に見合った収益の金額を計上するため、過去の実績等を見積って算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分しております。商品の引き渡しに係る履行義務については、個人向けの商品については顧客への出荷と引き渡しの時点で重要な相違はなく、出荷時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していると考え、法人向けの商品については検収時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得すると考え、それぞれの時点において収益を認識しております。サービス提供に係る履行義務については、履行義務の充足に係る合理的な期間に対する経過期間に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) 請負契約による受注制作のソフトウェア開発

ごく短期な契約を除き、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、ごく短期な契約については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、要拠出額をもって費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 126,317千円

- (2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

過去に合同会社280blockerの全持分を取得し、同社を吸収合併した際に発生したものであります。

企業結合により取得したのれんについて、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、のれんの減損の兆候を把握いたします。減損の兆候がある場合、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合にはのれんを含む資産グループについて減損損失の認識を行うこととしております。

当事業年度においては、280blockerに係る営業活動から生じる損益がプラスであり事業計画と実績に重要な乖離は生じていないこと、また、経営環境に著しい悪化は想定されないことから、減損の兆候は識別しておりません。

減損の兆候の判断には、事業計画における主要な仮定である迷惑広告データベースを活用したサービスの契約状況や280blockerアプリの利用者数等について、企業結合時から重要な変化がないかどうかの検討を含んでおります。将来の不確実な経済条件の変動などによってこれらの仮定の見直しが必要となった場合は、翌事業年度以降において当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 200,234千円

なお、有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除されております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 ー千円

短期金銭債務 4,173千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引の取引高 20,893千円

営業取引以外の取引高 ー千円

2. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,629,600	6,000	—	10,635,600
自己株式				
普通株式	71,350	204,200	58,100	217,450

(注) 1. 発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加

200,000株

譲渡制限付株式報酬制度の対象者の退職に伴う無償取得による増加

4,200株

3. 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬制度の対象者への割当てによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年12月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	179,490	17.00	2023年10月31日	2024年1月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	208,363	20.00	2024年10月31日	2025年1月15日

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 81,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8,092千円
譲渡制限付株式報酬	6,840千円
資産除去債務	3,827千円
減価償却超過額	14,492千円
投資有価証券評価損	3,705千円
その他	3,266千円
繰延税金資産合計	40,225千円

繰延税金負債

合併受入資産評価差額	248千円
繰延税金負債合計	248千円

繰延税金資産純額 39,976千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	22,201千円
1年超	8,236千円
合計	30,438千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借り入れによる資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式であり、事業推進目的及び純投資目的で保有しており、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、時価や発行会社の財務状況等を定期的に把握し、保有状況の見直しを行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に投資資金の調達によるものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、67%が特定の大口顧客3社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年10月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	19,955	19,955	－
資産計	19,955	19,955	－
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	195,710	193,415	△2,294
負債計	195,710	193,415	△2,294

(*1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
その他有価証券	0
関係会社株式	139,654

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,215,658	—	—	—
電子記録債権	5,409	—	—	—
売掛金	260,702	—	—	—
合計	3,481,770	—	—	—

(注2) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	50,040	50,040	50,040	45,590	—	—
合計	50,040	50,040	50,040	45,590	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,955	－	－	19,955
資産計	19,955	－	－	19,955

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	193,415	－	193,415
負債計	－	193,415	－	193,415

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

持分法損益等に関する注記

関係会社に対する投資の金額	139,654千円
持分法を適用した場合の投資の金額	152,056千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	4,988千円

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	明田 篤	(被所有) 直接 45.21	当社 代表取締役	自己株式の取得 (注)	188,000	—	—

(注) 自己株式の取得については、2023年12月8日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月11日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取得価格は取締役会における自己株式の取得の決議日と同日である、2023年12月8日の終値によるものであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	
	迷惑情報フィルタ事業	合計
ストック収益(注) 1	2,010,849	2,010,849
フロー収益(注) 2	395,036	395,036
顧客との契約から生じる収益	2,405,885	2,405,885
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,405,885	2,405,885

(注) 1. ストック収益とは、サービスの提供期間に応じて売上計上される収益であります。

2. フロー収益とは、商品の納品・検収時に一括で売上計上される収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	238,371	266,112
契約資産	16,223	15,670
契約負債	905,258	1,368,138

契約負債は、主に契約期間に応じて収益を認識する迷惑情報フィルタ事業におけるビジネスフォン向けフィルタサービスの利用料に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、277,863千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度（千円）
1年以内	386,221
1年超2年以内	246,682
2年超3年以内	240,996
3年超4年以内	222,588
4年超5年以内	159,832
5年超	111,816
合計	1,368,138

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	234円33銭
1株当たり当期純利益	57円77銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2024年12月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と今後の経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行及び、株主還元の充実のために取得いたします。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 500,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.80%）
- ③ 取得価額の総額 400,000,000円（上限）
- ④ 取得する期間 2024年12月11日から2025年3月5日
- ⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月16日

トビラシシステムズ株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 佐 伯 洋 介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 啓 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トビラシシステムズ株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月16日

トビラシステムズ株式会社 監査等委員会

監査等委員 田 名 網 尚 ㊟

監査等委員 中 浜 明 光 ㊟

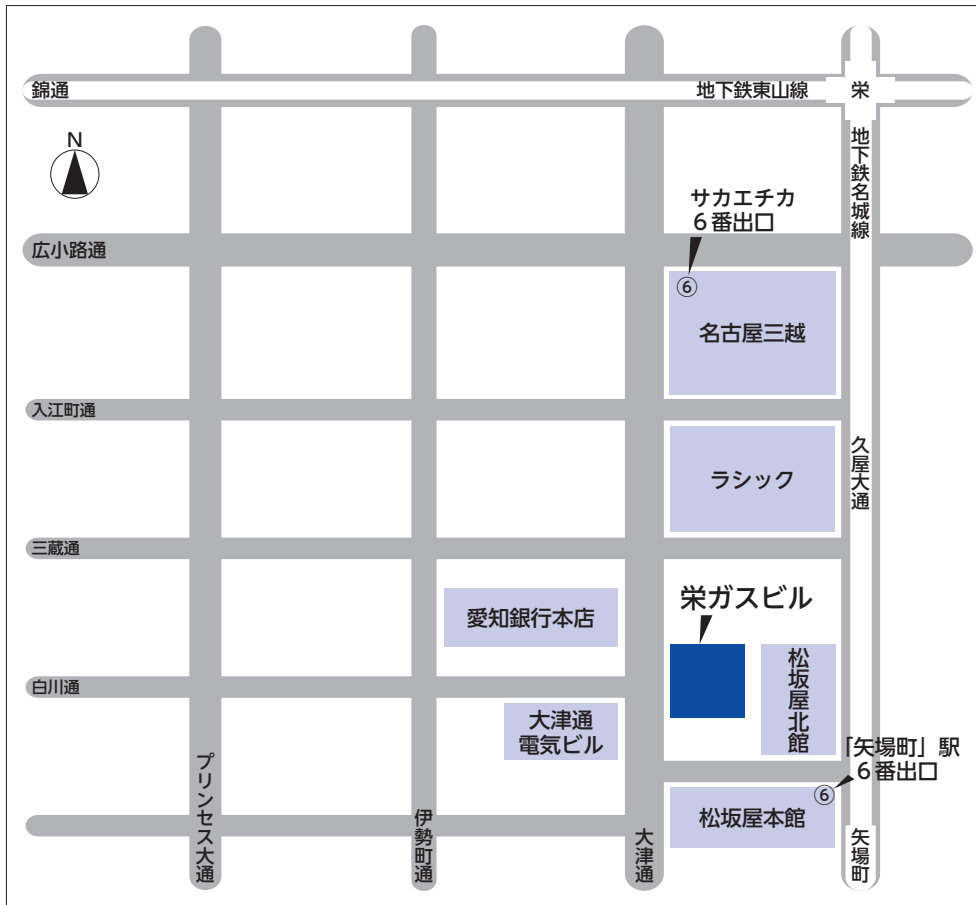
監査等委員 松 井 知 行 ㊟

(注) 監査等委員 田名網尚、中浜明光及び松井知行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 栄ガスホール



交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 松坂屋本館 北側
サカエチカ 6番出口より徒歩5分
地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側
「矢場町」駅 6番出口より徒歩3分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

トビラシステムズ株式会社

